

災害支援に係る地方公共団体との包括的な連携推進

関東財務局では、平成28事務年度より、本局・各財務事務所・出張所が所在する都県及び市との「災害時の支援等に関する包括的な協定」の締結を推進。協定に基づく訓練参加等を通じ「顔の見える」関係を構築し、地方公共団体との連携が更に深化。一層円滑な支援に繋げる。

概要

包括的な「災害協定」の締結を推進するとともに、災害時の対応の実効性を一層高めるため、共同訓練の実施など、平時より災害支援対応に係る地方公共団体との連携を一層強化。

包括協定での支援内容

- ✓一時滞在施設として庁舎の活用
- ✓被災者の応急的な住まいとして国家公務員宿舎の提供
- ✓ガレキ置き場等として未利用国有地の提供
- ✓災害復旧事務支援のための財務局職員の派遣
- ✓訓練等への積極的な協力
- ✓災害が発生した場合の情報伝達・連絡体制の整備



※平成30年3月末において、20の地方公共団体との協定を締結。他の地方公共団体とも締結に向けて協議を継続中。

災害関連情報サイトリンク

<http://kantou.mof.go.jp/soumu/pagekthp006000056.html>

取組の成果と今後の展開

▶ 包括協定に基づいた支援活動

- ① 台風5号の影響により公共交通機関の運休が相次いだため、甲府市役所より帰宅困難者の受入要請を受け、甲府合同庁舎の1階ロビーを開放。
- ② 豪雪による災害救助法の適用に伴い、協定に基づき情報提供をしていた新潟県小千谷市内の未利用国有地を雪捨て場として無償貸付。



▶ 訓練への参加

協定に基づき、埼玉県が実施する合同防災訓練へ参加。訓練参加により協定に基づく情報伝達・連絡体制の確認や人的支援等の実効性を検証。



▶ 今後の展開

今後も協定に基づく支援活動を実施するとともに、訓練等を通じ、一層円滑な支援に繋げる。